

災害時における発電機等の供給に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と株共成レンテム（以下「乙」という。）とは、幕別町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者又は避難者の救護活動等を円滑に行うため、発電機、暖房機、投光器、簡易トイレ、仮設建設物その他甲が必要とする機械器具及び資材（以下「発電機等」という。）の供給等に関し、次のとおり協定する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、災害時において、発電機等を調達する必要があるときは、乙に対し、乙の保有する発電機等の貸与について協力を要請し、乙は、甲からの要請があったときは、甲に対し乙の保有する発電機等を貸与するとともに、運搬に関し積極的に協力する。

（要請の手続）

第2条 甲は、発電機等を調達するときは、乙に対し、出荷要請書（別記第1号様式）により協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後において速やかに文書を提出する。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、甲の指定する場所に発電機等を運搬し、当該場所において、乙の出荷確認書（別記第2号様式）又は納品書等（以下「出荷確認書等」という。）に基づき甲の派遣した職員の確認を受けて引渡しを行う。ただし、緊急を要するときその他特に必要があるときは、甲又は甲の指定する者が運搬することができる。

（経費の負担）

第4条 甲の要請に応じて乙が貸与した発電機等の借上料及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担する。

（価格等の決定）

第5条 前条の規定により甲が負担すべき発電機等の借上料等の価格等は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、甲乙協議の上、災害発生直前における適正な価格をもって決定する。

（連絡体制等の点検等）

第6条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、常に点検及び改善に努める。

（在庫等の報告）

第7条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対し、発電機等の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（協定の期間）

第8条 この協定は、平成20年1月7日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（雑則）

第9条 この協定に定めのない事項その他疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有する。

平成20年 1月 7日

甲 幕別町本町130番地
幕別町長 岡田 和



乙 帯広市西18条北1丁目14番地
株式会社共成レンテム
代表取締役社長 黒川 和雄

